

## 豊中市乳児院設置・運営事業者募集要項

### 1. 業務概要

#### (1) 件名

豊中市乳児院設置・運営事業者募集事業

#### (2) 目的

本市は、豊中市子ども健やか育み条例の理念「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現に向け、「豊中市子育て・子育て支援行動計画（以下「こどもすこやか育みプラン・とよなか」という。）」に基づき、子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進しています。

一方で、家族形態の変化や生活課題の多様化・複雑化、地域のつながりの希薄化などから、児童虐待相談・通告件数は年々増加しており、迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援が行える体制を強化するため、令和7年度（2025年度）に児童相談所を設置することとあわせ、市域における社会的養育の推進体制の整備に向けても誘致施策を進めています。

今回誘致する乳児院は、令和7年度（2025年度）以降、市の児童相談所と協働で、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して子育てができる環境づくりを推進していく貴重な社会的資源であり、その設置及び運営にあたっては実績や専門性、提案力を勘案し総合的な見地から判断して最適な事業者を選定することが適切であると考えられるため、公募型プロポーザル方式にて設置運営事業者の公募を行うものです。

#### (3) 業務内容

設置運営事業者は、下に掲げる「公募対象施設」を活用して、施設整備を行い令和7年（2025年）4月より次の事業を開始するものとします。

- ① 児童福祉法に規定する「乳児院」の整備及び運営
- ② 児童虐待防止対策支援事業実施要綱に基づく一時保護専用施設の設置及び一時保護の受託
- ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施（対象児童の年齢は概ね0歳～2歳）

#### 公募対象施設

- ・児童福祉関連複合施設（大阪府豊中市桜の町3丁目12-10）1階東側 約471.87㎡
- ・地方自治法に基づく行政財産の使用許可による使用
- ・公募対象施設の現況等については、現地見学会にて詳細資料を配布予定

#### (4) 定員

乳児院入所枠：10名（うちショート枠2名 空床利用）

一時保護枠：4名（4名分の一時保護専用施設を設ける）

#### (5) 施設整備にあたっての条件

市は、公募対象施設（471.87 m<sup>2</sup>）を使用許可し、設置運営事業者に使用させるものとします。設置運営事業者は、公募において自らが提案した内容について、自らの責任及び費用負担により改修に係る設計及び工事等施設を整備するものとします。その際、設置運営事業者は、関係機関・諸官庁との協議、工事にかかる近隣住民への説明、各種許認可申請手続きなどの関連業務を自らの負担により行うものとします。

設置運営事業者は、業務終了後は自らの責任及び負担により施設を原状回復するものとします。ただし、市が必要と認めるものについては存置できるものとします。

使用期間中の禁止事項・制限等については、市の行政財産の使用許可に関する基準によるものとします。

#### (6) 運営にあたっての要件

設置運営事業者は、公募において自らが提案した業務の提供を含む施設の維持管理・運営を(8)に掲げる期間行うものとします。

#### (7) 予算等

施設の設計、改修工事に係る費用は、設置運営事業者の負担となります。

なお、設置運営事業者は別に定めるところにより、市から4,890万円を上限として補助を受けることができます。詳細につきましては、設置運営事業者選定後別途協議するものとします。

当該施設の整備費用については、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会の交付金の交付対象になる可能性があります。選定後に改めて社会福祉法人豊中市社会福祉協議会と協議を行ってください。

#### (8) 業務期間

設計等準備期間 : 令和6年(2024年)3月から令和6年(2024年)7月まで  
施設整備期間 : 令和6年(2024年)8月から令和7年(2025年)3月まで  
施設運営期間 : 令和7年(2025年)4月から令和12年(2030年)3月まで

施設運営期間は5年以内とし、当該期間の更新は原則3回(通算20年)までとします。

※設置運営事業者による施設整備に係る工事は、令和6年(2024年)8月以降の着手となります。これ以前は工事には入れません。

#### (9) その他条件

- ① 当該施設は(3)に掲げる業務内容以外の目的に使用することはできないものとします。
- ② 業務運営に係る経費は別に定めるところにより(3)①、②については措置費、(3)③については委託料を支払います。
- ③ 使用料については、下記の算定式に掲げるとおりとします。なお、公益を目的とした事業の用途に直接使用する場合として申請により当該使用料について50%減額するものとします。

種別	算定式
建物	<p>①建物の減価償却費（当該建物の取得価格（税込み）／耐用年数）×（使用許可面積／当該建物の延床面積）</p> <p>②火災その他の災害に係る保険料×（使用許可面積／当該建物の延床面積）</p> <p>③土地使用料相当額            占用使用料×当該建物の建築面積×（使用許可面積／当該建物の延床面積）</p> <p>年間使用料合計：（①＋②＋③）×1.1</p> <p>使用料参考値            年額：4,671,260円（税込み）</p> <p>※当該使用料参考値につきましては、年度ごとに金額が増減する場合があります。            ※申請により当該使用料について50%減額します。</p>

- ④ 施設運営にかかる給食、警備、清掃、機械保守等、光熱水費、電話、FAX、インターネット等に関する経費等の費用は設置運営事業者が負担するものとします。
- ⑤ 業務運営開始後の施設改修に係る費用については設置運営事業者の負担としますが、災害時の改修など対象施設全体に関わる改修の場合、係る経費については双方協議により決定するものとします。

## 2. 参加資格

### (1) 満たすべき要件

応募にあたっては、下記事項の全てを満たすことが必要です。

- ① 応募する法人（以下「事業者」といいます。）は、地域に密着した施設運営の実績を有すること
- ② 事業者は、乳児院の運営について良好な実績を有すること
- ③ 事業者自らが乳児院を運営すること（給食業務等、一部業務を委託することは可）
- ④ 本市からの一時保護委託が可能な体制を整備すること
- ⑤ 本市からの子育て短期支援事業（ショートステイ）の委託が可能な体制を整備すること
- ⑥ 本市の子育ち・子育て支援施策を理解し、これに積極的に協力する事業者であること
- ⑦ 応募する事業者は、必ず現地見学会に参加すること

### (2) 応募の無効及び決定の取り消し

下記事項のいずれかに該当する応募は無効とします。また、選定結果通知後に下記事項のいずれかに該当することが判明した場合は、決定された場合であっても、結果を取り消します。

- ① 応募申込期間内に提出書類の全部が提出されなかった場合（本市による指示以外で応募締切後の書類の追加提出や差し替えはできません。）
- ② プレゼンテーション・ヒアリング審査（第2次審査）に欠席した場合

- ③ 提出書類の虚偽記載、またはプレゼンテーション審査における虚偽の応答が判明した場合
- ④ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 公募後の市からの指示事項に正当な理由なく従わない場合
- ⑥ 乳児院としての認可が得られない場合
- ⑦ 事業者から辞退の申し出があった場合
- ⑧ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する場合
- ⑨ 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている場合
- ⑩ 公租公課を滞納している場合
- ⑪ 事業者が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき
  - (イ) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
  - (ウ) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
  - (エ) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - (オ) 下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が有資格者であるかどうかにかかわらず、その相手方が(ア)から(エ)のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき
  - (カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められるとき
- ⑫ 施設の設置及び運営が困難と本市が判断したとき
- ⑬ 上記のほか、本市が不適切と判断したとき

### 3. 日程と提出書類等

#### (1) 日程

実施内容	日程
募集要項及び仕様書の公表	令和 5 年 (2023 年) 12 月 21 日 (木)
現地見学会の受付	令和 5 年 (2023 年) 12 月 21 日 (木) ~ 令和 6 年 (2024 年) 1 月 10 日 (水)
現地見学会の実施	令和 6 年 (2024 年) 1 月 12 日 (金) 10 時~
質問書の受付	令和 6 年 (2024 年) 1 月 12 日 (金) ~ 令和 6 年 (2024 年) 1 月 19 日 (金)
質問書への回答 (公表)	令和 6 年 (2024 年) 1 月 26 日 (金)
公募参加申込書提出〆切	令和 6 年 (2024 年) 2 月 2 日 (金)

企画提案申込書類提出〆切	令和6年(2024年)2月16日(金)
書類審査(第一次審査)結果通知	令和6年(2024年)2月19日(月)
プレゼンテーション・ヒアリング審査 (第二次審査)	令和6年(2024年)2月26日(月)(予定) ※日時、場所等の詳細は応募者に別途ご連絡します
優先交渉権者の決定・公表	令和6年(2024年)2月29日(木)
設計等準備期間	令和6年(2024年)3月～令和6年(2024年)7月
施設整備期間	令和6年(2024年)8月～令和7年(2025年)3月
開所	令和7年(2025年)4月(予定)

※ 事業の実施途上で、やむを得ない理由により上記スケジュールによりがたい事情が生じた場合は、判明した時点にて速やかに市と協議を行うこと。

## (2) 現地見学会

現地見学会を実施しますので、令和6年(2024年)1月10日(水)17時までに電話連絡にてお申込みください。なお、見学会参加者は一事業者あたり4名以内とします。

(諸注意) カメラおよびビデオカメラ等による撮影は認めません。

現地見学会当日は本募集に関する質問は受け付けられません。

現地見学会は応募にあたり必須です。

## (3) 質問受付

質問は、上記期限内に電子メールにて質問書(様式第1号)を送付のうえ、電話連絡をお願いします。

電話や来庁など質問書以外での質問は受け付けません。なお、質問および回答の内容は、上記日程にて回答します。

また、質問書受付期限を過ぎての質問は受け付けません。(郵送不可)

## (4) 公募参加申込書提出

公募に参加する事業者は、公募参加申込書(様式第2号)に必要な事項を明記のうえ、上記期限内に事務局あて持参または郵送(書留郵送)にてご提出ください。なお、郵送の場合は必ず期限内に必着のうえ、電話連絡してください。(期限必着)

## (5) 企画提案書類等提出

公募参加申込書を提出した事業者は、以下の【企画提案書類等提出一覧】の企画提案書類等を上記期限内に事務局あて持参または郵送(書留郵送)にてご提出ください。なお、郵送の場合は必ず期限内に必着のうえ、電話連絡してください。(期限必着)

### 【企画提案書類等提出書類一覧】

	項目	内容	様式
1	企画提案申込書		様式第3号
2	事業者の概要	代表者、役員状況、資産負債状況、事業者経歴、他の経営施設状況	様式第4号

3	代表者または施設長履歴書	代表者および施設長の履歴書	様式第 5 号
4	現在運営している施設または事業に関する資料	パンフレット等事業概要のわかる資料	様式自由
5	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）	応募申込日前 3 ヶ月以内に発行されたもの	原本
6	定款	最新のもの	原本の写し
7	基本計画図面等	①平面図②工程表 ※施設整備のレイアウトが分かるもの	様式自由
8	業務運営内容等説明書	(1) 基本理念・実績 (2) 事業者の経営状況 (3) 施設整備の基本方針 (4) 施設整備計画 (5) 安定的な施設運営 (6) 子どもの養育・権利擁護 (7) 家庭養護の推進 (8) 市・関係機関との連携・協力 (9) 地域交流・地域貢献	様式第 6 号
9	従事者勤務の体制及び勤務形態一覧表	従事者勤務体制および勤務形態一覧表 ・資格、経験（採用資格、実務経験年数） ・雇用形態（常勤職員、その他職員） ・研修体制（採用時研修、従事後研修）	様式第 7 号
10	労働基準法等の規定に関する書類	事業者の就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控）※現在運営する施設等に関するもの、賃金等別規定も含む	様式自由
11	事業者経営状況に関する書類	事業者の直近 3 年間の決算書類（貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書・注記・附属明細書・監査報告書・財産目録）	様式自由
12	事業者の納税状況に関する書類	①法人税・消費税の証明 税務署発行の「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことを証明する証明書。非課税の場合は非課税証明書。 ②法人市民税の証明（課税と納税済額が記載されているもの） 納付した直近 1 年間の納税証明書。非課税の場合は非課税証明書。	原本
13	応募事業の収支計画	①乳児院施設整備収支一覧表 ②乳児院等業務運営収支シミュレーション（5 年間）	様式自由

14	宣誓書	様式第8号
----	-----	-------

(6) 提出部数等

- ① 必要部数（正1部、副7部（コピー可））を提出ください。また、企画提案書類のうち、上記の1～3、7～9、13(網掛け部分)は格納した電子媒体（CD-RまたはDVD-R）1枚を別途提出ください。
- ② 所定様式以外は、原則A4版(縦)で作成してください。
- ③ 提出するにあたり、上記の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付して提出してください。
- ④ 企画提案書類および電子媒体は返却しませんので、予めご了承ください。
- ⑤ 企画提案書類の分割提出は認めません。
- ⑥ 企画提案書類の不足または提出期限内未到着の場合は、本募集の参加自体を無効とします。
- ⑦ 企画提案書類の受付後、いかなる理由があろうと追加および修正は認めません。
- ⑧ 企画提案書類の作成および提出にかかる費用は、すべて事業者の負担とします。

(7) 企画提案書類の著作権等

企画提案書類の著作権は、本募集の審査結果が確定するまでの間は事業者に帰属します。企画提案書類は優先交渉権者選定にのみ利用し、他の目的には使用しません。

また、企画提案書類は、豊中市情報公開条例の定めにより公開される場合があります。

(8) 参加の取り下げ

公募参加申込書の提出後に本募集への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届（様式第9号）にて豊中市長あて通知してください。

※ 提案に当たっての参考文献等

- ・ 豊中市ホームページ
- ・ 豊中市ホームページ内 「豊中市子ども健やか育み条例（平成27年条例第15号）」
- ・ 豊中市ホームページ内 「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画  
こどもすこやか育みプラン・とよなか（令和2年2月）」
- ・ 豊中市ホームページ内 「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画  
こどもすこやか育みプラン・とよなかの中間見直し（令和5年2月）」
- ・ 豊中市ホームページ内 「第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画  
こどもすこやか育みプラン・とよなか（令和4年度（2022年度）事業実施報告書（令和5年10月）」
- ・ 豊中市ホームページ内 「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査結果報告書  
（平成31年3月）」

## 4. 審査概要

### (1) 選定委員会

審査は、市の内部委員で構成する豊中市乳児院設置運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行い、優先交渉権者を選定します。市は、選定委員会における選定結果及び意見等をふまえ、設置運営事業者を決定します。

### (2) 委員構成

委員は次の職にあるものを充てることとします。

所属	補職
	こども家庭支援監
こども未来部はぐくみセンター	センター長
こども未来部児童相談所開設準備チーム	総括者
財務部施設課	課長
福祉部福祉指導監査課	課長

### (3) 審査方法

#### ア 書類審査

- ① 企画提案書類に基づく書類審査を行います。  
ただし、応募した事業者が3事業者以下の場合にあつては、書類審査を省略します。
- ② 応募した事業者が4事業者以上の場合、書類審査の点数上位3事業者について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

#### イ プレゼンテーション・ヒアリング審査

- ① 出席者は、事業者の代表者又は施設長予定者を含む3名までの出席とします。
- ② プレゼンテーション・ヒアリング時間は、1事業者あたり50分以内とします。（事業者からの説明：20分以内＋質疑応答：30分以内）
- ③ プレゼンテーション・ヒアリング審査は令和6年（2024年）2月26日（月）を予定しています。時間、場所等については、別途ご連絡します。
- ④ 審査の状況等により、後日、既存施設の運営状況の現地確認を行う場合があります。
- ⑤ 追加資料等は、市が求める場合を除き不可とします。また、パソコンやプロジェクター等、機器を使用する場合は、事前に市に相談してください。
- ⑥ 採点結果が各審査項目で2点以下または全体配点で60点未満だった場合は、順位にかかわらず選外とします。

### (4) 評価基準

以下の審査項目について、評価基準に基づき採点を行います。



採点の基準は以下のとおりです。

- とくに優れた提案であると判断されるもの 10点
- 優れた提案であると判断されるもの 8点
- 標準的な提案であると判断されるもの 6点
- 標準的な提案であるが、一部不足が認められるもの 4点
- 劣った提案であると判断されるもの 2点
- 該当する提案がない又は該当する提案があると判断できないもの 0点

審査項目	評価基準	配点
基本理念、実績	○ 事業者としての理念 ○ 事業者としての乳児院業務に係る実績	10点
経営状況	○ 事業者運営の収支バランス ○ 経営が安定しているか	10点
施設整備の基本方針	○ 予定する乳児院の概要（運営方針、職員体制） ○ 乳児院の業務運営	10点
施設整備計画	○ 乳児の養育に適した施設となっているか ○ 事故防止策、施設管理、防災・防犯対策は適切か ○ 施設整備スケジュールは適切か	10点
安定的な施設運営	○ 安定的な施設運営のため、従事者の確保など具体的な取り組みを行っているか ○ 法人からのバックアップを受けられる体制であるか	10点
子どもの養育・権利擁護	○ 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢 ○ 研修の充実等により、子どもの養育にあたる人材の育成や技術の向上等を図る取り組みを行っているか	10点
家庭養護の推進	○ 養子縁組・里親委託など家庭養護の推進にどう取り組むのか。	10点
市・関係機関等との連携・協力	○ 児童相談所等市の関係機関と連携・協力し、子育て・子育て施策の推進の取り組みを行っているか ○ 民間の関係機関や団体等との連携・協力にかかる取り組みを行っているか。	10点
地域交流・地域貢献	○ 地域活動への協力や、ボランティアを受け入れるなど地域に根差した施設とする取り組みを行っているか	10点
応募事業の収支・資金計画	○ 乳児院整備に係る収支計画 ○ 乳児院等業務運営に係る収支計画	10点
計		100点

(5) 審査結果の通知等

本募集の最終結果は、書面にて応募した全ての事業者に通知します。また、優先交渉権者が決定した場合は、市ホームページにおいて公表します。

なお、審査の途中経過に関する問い合わせや審査結果に対する異議等には対応しません。

公表内容は以下のとおりです。

- ① 優先交渉権者の名称、評価合計点
- ② 優先交渉権者の選定理由
- ③ 全提案者の名称
- ④ 全提案者の評価合計点

※ただし、応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

#### (6) その他

本募集に関して募集要項の公表の日から審査結果の公表の日までの間「選定委員会」委員や市職員への接触を禁じます。

※ただし、3 (2) 現地見学会 (申込含む)、3 (3) 質問受付、3 (4) 公募参加申込書提出、3 (5) 企画提案書類等提出、4 (3) プレゼンテーション・ヒアリング審査等を除きます。

### 5. 優先交渉権者選定後の手続きについて

- ① 優先交渉権者は、市と企画提案書類等の内容並びに使用料等について確認のうえ、市の内部手続きを経て本業務を実施する設置運営事業者として決定を行います。
- ② 優先交渉権者との調整が調わない場合は、市は次点提案者と協議を行います。

### 6. その他

- ① 企画提案書類の作成その他手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- ② 企画提案書類作成に要した費用、旅費、その他本募集への参加に要した経費は全て事業者の負担とします。
- ③ 本募集の事業者に対する参加報酬はありません。
- ④ 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、事業者の負担とします。
- ⑤ 1 (3) に掲げる業務の変更または中止の必要性が生じた場合、市から事業の変更等を提案する場合があります。

## 7. 応募先、質問・問い合わせ先（事務局）

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号  
豊中市こども未来部児童相談所開設準備チーム  
担当 小山、阿山

受付時間：8時45分から17時15分

TEL06-6852-5563

Fax06-6846-6080

E-mail [jisoujunbi@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:jisoujunbi@city.toyonaka.osaka.jp)